

(仮称)ノソウケ峠風力発電事業環境影響評価方法書に対する 環境の保全の見地からの知事意見

1. 総論

(1) 事業計画の検討及び見直し

「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例」で定める地域区分を確認した上で事業計画の検討を進めるとともに、環境影響評価を実施しながら、十分な時間をかけて関係自治体及び周辺地域の住民等と良好な関係を構築し、自然・地域と再生可能エネルギーとの共生が図られた事業計画の検討を進めること。

本方法書に対する環境の保全の見地からの意見を踏まえ、環境影響評価項目ごとに適切に環境影響評価を行った上で、環境影響を回避又は極力低減するよう風力発電設備の配置や仕様等を決定すること。

風力発電設備の配置等の決定に当たっては、事業性よりも環境影響の回避又は低減を優先的に検討し、その検討過程を準備書以降の図書に記載すること。

事業実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(2) 環境保全措置

環境影響評価項目ごとに適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を検討すること。

(3) 累積的な影響

対象事業実施区域周辺には、他事業者による計画中の風力発電事業が多数存在することから、他事業の情報を十分に収集した上で、本事業との累積的な環境影響について適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。

(4) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、関係市町村及び地域住民等の意見を踏まえること。

また、対象事業実施区域及びその周辺における関係法令等による規制状況を踏まえて、関係機関等との調整を十分に行い、準備書以降の環境影響評価手続を実

施するとともに、環境影響評価法で開催が義務付けられている説明会を活用するなど、地域住民等に対し、丁寧かつ十分な説明や意見交換を行うこと。

(5) 電子縦覧の継続

環境影響評価図書は、地域の環境を良好に維持する上で必要性の高い情報であり、また事業の透明性を高めるために、法令に基づく縦覧期間終了後も継続してインターネット等により公表に努めること。

2. 各論

(1) 騒音、風車の影

対象事業実施区域周辺には、約0.9kmから1kmの範囲に住居等が存在しており、施設の稼働に伴う騒音（超低周波音を含む）及び風車の影が生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、これらの影響を回避又は極力低減するため、適切な手法により調査、予測及び評価を行った上で、風力発電設備を住居等から十分離隔するなど、風力発電設備の配置等を検討すること。

(2) 水環境

対象事業実施区域及びその周辺には、笹渡浄水場の水源となっている深井戸や、大沢浄水場の水源となっている川尻川等の複数の河川が存在しており、風力発電設備の設置や道路の拡幅工事等により発生した濁水が、水質（水の濁り）に影響を及ぼすおそれがあることから、これらの影響を回避又は極力低減するため、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。

また、調査、予測及び評価に当たっては、近年増加している局所集中的な降雨の傾向を十分に踏まえること。

(3) 地盤

対象事業実施区域及びその周辺の地質は花崗岩質岩石又は花崗岩・花崗閃緑岩であり、真砂の堆積により地すべりや崖崩れのおそれがあることから、現地調査により堆積構造を明らかにすること。

(4) 動植物

ア 対象事業実施区域及びその周辺では、カグヤコウモリ、ヒナコウモリ等の多くのコウモリ類の生息が確認されており、施設の稼働により、これらのコウモリ類に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、県内の情報（バットストライク等）に精通した有識者から意見聴取した上で、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。

イ コウモリ類の調査について、捕獲調査地点はいずれも針葉樹林内であることから、広葉樹林を捕獲調査地点に追加すること。

ウ 対象事業実施区域及びその周辺では、イヌワシ、オオタカ、ハチクマ、クマタカ、ツミ、ハイタカ、ノスリ、チゴハヤブサ及びハヤブサ等の猛きん類の生息が確認されているほか、ガン・カモ類等の渡り鳥の移動経路にもなっている。施設の稼働により、これらの鳥類に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。また、夜間の渡りの状況を把握するため、渡りの最盛期に実態調査を行うこと。

エ 対象事業実施区域及びその周辺における動植物の生息又は生育状況について、本県に関する情報の把握が不足していることから、広範かつ丁寧な文献資料の調査及び地元の専門家等からの意見聴取を十分に行った上で、動植物に対する影響について適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。

(5) 生態系

対象事業実施区域は三陸復興国立公園が隣接しているほか、その周辺には鳥獣保護区が存在し、多種多様な動物が生息している。事業の実施により、これら動物の生息環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。

(6) 景観

対象事業実施区域は三陸復興国立公園に隣接しており、同公園内及びその周辺には青森県景観条例に基づく「ふるさと眺望点」である階上岳山頂や不習岳展望台等の主要な眺望点が多数存在しており、風力発電設備の設置により、これらの眺望点からの眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがある。

また、対象事業実施区域周辺には、世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産である是川石器時代遺跡が存在しており、資産及びその緩衝地帯からの眺望景観を維持することは、世界文化遺産の顕著な普遍的価値を持続的に保護する観点から必須となっている。

このため、現地調査により眺望の特性等を把握した上で、これら眺望点からのフォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行うこと。

(7) その他

対象事業実施区域には、水源かん養保安林が存在しており、事業実施に伴う樹木の伐採や土地の改変等により、保安林の機能低下を招くおそれがあることから、同区域から保安林を除外すること。

また、保安林が風力発電設備に隣接している場合や工事用資材の搬出入ルート沿いに存在する場合にも、尾根筋、風衝地等での樹木の伐採や土地の改変等により保安林の機能低下を招かないよう十分に配慮すること。